

開発許可（法第29条）申請チェックリスト				（令和7年8月3豊市作成）	
申請者等	申請者	開発区域に含まれる地域の名称		予定建築物等の用途	
図書の種類	項 目		特 記 事 項	備 考	
開発許可申請書	1	☐ 所定の様式を使用しているか	様式1（表面）、様式1（裏面・開発許可申請図書）		
	2	☐ 申請年月日を記入 令和 年 月 日	原則として市町受付日又はそれ以前の日付		
	3	☐ 手数料金額の確認 ¥	自己の居住用、自己の業務用、その他（非自己）の別に注意		
	4	☐ 申請者住所、氏名の記入・確認	申請者が法人の場合、その法人の名称及び代表者の氏名を記入		
	5	☐ 開発区域に含まれる地域の名称	開発区域内の地番を全て記入すること 筆数が多い場合は全ての地番を記入した別紙一覧を添付		
	6	☐ 区域面積 m ²	実測面積を小数第2位まで記入、丈量図との整合		
	7	☐ 予定建築物等の用途を記入	建築確認申請の申請対象建築物等との整合		
	8	☐ 工事施行者住所、氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入）	工事施行者の能力が求められている場合は申請時に必ず記入すること 求められていない場合は、未定でも可（その場合は「未定」と記入し、施行者決定後、工事着手前に変更届の提出が必要）		
	9	☐ 工事着手予定年月日、完了予定年月日	開発許可に係る造成工事について、相当の期間をおいて予定年月日を記入すること （※建築工事の工期ではないので注意）	※許可後に工期を変更する場合、原則として変更届が必要	
	10	☐ 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	該当する事項を記入すること 予定建築物等が自己の業務の用に供する場合、事業計画書等を添付		
	11	☐ その他必要な事項	他の法令等に基づく許可等が必要な場合は、その手続き状況を記入 （例：林地開発許可申請中）		
設計説明書 （自己の居住の用に供する目的で行う開発行為の場合は不要）	1	☐ 所定の様式を使用しているか	様式2		
	2	☐ 設計の方針を記入	開発行為の目的や公益的施設の整備の方針等をできるだけ詳細に記入すること		
	3	☐ 用途地域等への適合	開発区域が風致地区、臨港地区等に該当する場合は注意		
	4	☐ その他の地域地区の記入	開発区域が災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に該当する場合は注意		
	5	☐ 土地利用計画の記入	実測面積を小数第2位まで記入、土地利用計画図・丈量図との整合		
	6	☐ 公共施設整備計画の記入	新旧がある場合はそれぞれ記入 各設計図書、32条協議書、農道・水路用途止通知書等との整合		
開発区域位置図	1	☐ 縮尺（1/50,000以上）、方位記入	縮尺、方位を地図上に表示すること		
	2	☐ 開発区域を朱書き			
開発区域区域図	1	☐ 縮尺（1/2,500以上）、方位記入	縮尺、方位を地図上に表示すること 相当範囲の外周区域を包括したものであること	※縮尺（1/3,000）でも可	
	2	☐ 開発区域の境界を朱書き			
	3	☐ 土地の形状、県界及び市町界と名称、都市計画区域界と名称を記入	開発区域がその他の地域地区に該当する場合は、あわせて明示すること	※現況図にまとめて図示可	
	4	☐ 区域外道路、2車線の道路に至るルート及び幅員を明示（ルートが明確な場合は不要）	自己の居住用は適用なし 2車線以上の幹線道路に連絡するまで必要有効幅員が必要	※現況図にまとめて図示可	
現況図	1	☐ 縮尺（1/2,500以上）、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること 相当範囲の外周区域を包括したものであること	※縮尺（1/3,000）でも可	
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認			
	3	☐ 開発区域境界を朱書き			
	4	☐ 地形の記入	等高線（2m毎）又は各箇所の地盤高の記入		
	5	☐ 開発区域内及び周辺の公共施設を明示	公道（茶色）、水路（青色）で着色すること		
	6	☐ 既存建築物、既存工作物の位置及び形状を記入	開発行為施行同意書が添付されているか確認すること その所有者及び撤去・存置の別についても明記すること		
	7	☐ 樹木又は樹木の集団及び表土の状況を記入	1ha未満の開発行為の場合は記入不要		
土地利用計画図	1	☐ 所定の様式を使用しているか	様式3		
	2	☐ 縮尺（1/1,000以上）、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること		
	3	☐ 土地の所在及び地番の欄記入	区域内の地番を全て記入		
	4	☐ 申請者、作成者住所、氏名及び資格の記入・確認			
	5	☐ 開発区域境界を朱書き	開発区域が2項道路に隣接している場合は、接道義務（セットバック）の確認を事前に行うこと		
	6	☐ 公共・公益的施設の位置、形状、面積等	実測面積を小数第2位まで記入、丈量図との整合		
	7	☐ 区域及び隣地の地番、地目、地盤高記入	隣接地との地盤の高低差が分かるように記入すること		
	8	☐ 予定建築物の用途、構造、階数、規模を記入	予定建築物の平面図、立面図との整合	（記載例） 住宅 木造 2階建 延べ面積_____m ² ※階毎に床面積を記入していなくても可	
	9	☐ 予定建築物の敷地の形状及び面積 敷地が複数ある場合は各区画の面積を記入	実測面積を小数第2位まで記入、丈量図との整合 住宅の場合は最低敷地面積以上であることを確認 必要接道長さを満足しているか確認	※最低敷地面積→150m ²	
	10	☐ 区域外道路の道路幅員は適正か	区域外道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること	※手引き P 基-10参照	
		☐ 区域外道路の性格、路線名、幅員を記入	建築基準法第42条第2項の道路は道路中心線（片側後退の場合は境界線）及び道路後退線とその距離を記入	※2項道路の後退部分において、宅地擁壁等の設置を行うことは不可	
	11	☐ 区域内道路の道路幅員は適正か	区域内道路の幅員が適正か確認の上、図中に道路幅員を記入すること	※手引き P 基-11参照	
		☐ 区域内道路の延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場の寸法記入	道路の起点、終点の位置に注意すること	※手引き P 基-14参照	
		☐ 幅員6m未満の袋路状道路のみに接道している住宅の利用戸数が10戸以下か	開発区域内の合計戸数が10戸以下とすること		
		☐ 幅員6m未満道路の延長が120m以下か			
		☐ 隅切、街角の辺長は適正か	取合わせ角度に注意	※手引き P 基-17参照	
		☐ 転回広場は区間35m以内毎に設置されているか	区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要		
		☐ 終端広場は適正か	区域内道路の幅員6m以上、又は延長35m以下の場合は不要 延長35mを超える場合、終端からその直前の転回広場までの延長が31m以下の場合は不要とする		
		☐ 転回広場、終端広場はその旨を記入しているか	土地利用計画図に必ず明記すること		
	12	☐ 区域内道路の横断勾配は適正か	車道：1.5%～2.0% 歩道：2.0%		
		☐ 区域内道路の縦断勾配は適正か	原則9.0%以下とすること		
		☐ 既存道路との接続部は適正か	既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること		
		☐ がけ・水路に接している場合又は屈曲部で、安全施設が設けられているか	車道：路側高2m以上の場合→ガードレール設置 歩道：路側高1m以上の場合→転落防止柵設置	※手引き P 基-24～27参照	
		☐ 区域内道路が隣地に接する場合の検討	隣地の建築物の道路斜線（建築基準法）を検討すること		
	13	☐ 宅内排水、排水管、マンホール、排水放流先（水の流れの方向）の記入	排水施設計画平面図との整合		
		☐ 枘又はマンホールの底に15cm以上の泥だめがあるか	土地利用計画図にその旨を必ず明記すること		
	14	☐ 給水施設の記入	給水施設計画平面図等との整合		
	15	☐ 消防水利の名称、位置及び形状を記入	消防水利について、消防と事前に協議を行うこと	※消火栓の位置を明示した図面を添付すること	
	16	☐ 農道、水路等の幅員を記入	境界確定書との整合		

	16	☐	公園等の公共空地の確保 (適用0.3ha以上) 公園等面積を記入	公園等を1箇所にまとめず、2箇所以上とする場合には、1箇所の最低面積を90㎡以上(150㎡とすることが望ましい)とすること(※住宅以外で敷地が1の場合、公園等の設置は不要)	※予定建築物の用途が住宅以外の場合は緑地、広場でも可 ※手引きP基-32～43参照
		☐	7割以上が平坦地で、平坦でない部分は15度以下になっているか	緑地の場合は適用なし	
		☐	旗竿敷地の場合は、通路部分は3m以上とし、道路等に接続しているか	通路部分は公園等の有効面積から除くこと	
		☐	狭小な公園で分割していないか、極端に不整形な区画でないか	隅角部は45度以上で一辺3m以上の部分を公園の有効面積とする	※公園の有効面積が明示された丈量図を作成の上、添付すること
		☐	公園の有効面積が開発区域面積の3%以上でかつ基準に適合しているか	0.5ha以上1.0ha未満：150㎡以上のものが1箇所 1.0ha以上5.0ha未満：300㎡以上のものが1箇所以上 5.0ha以上20ha未満：1箇所300㎡以上(うち1000㎡以上のものが1箇所以上) 20ha以上：1箇所300㎡以上(うち1000㎡以上のものが2箇所以上)	※開発区域面積が0.3ha以上0.5ha未満の場合は、公園等の敷地をできる限り1箇所にまとめて確保すること
		☐	出入口の位置、数は適正か	1,000㎡以上の公園を設置する場合は2箇所以上必要	
		☐	公園が道路等に接する場合、フェンス等の安全施設が設けられているか	出入口には車止めを設置すること フェンスの高さは原則として110cm以上	
		☐	遊具等の施設が2箇所以上あるか	固定式ベンチ2基でも可とする	
		☐	排水施設が設けられているか	5年確率の降雨量が有効に排出できる構造か確認を行うこと	
		17	☐	樹木又は樹木の集団の位置を記入	1ha以上の開発行為の場合に検討を要する
		18	☐	緩衝帯の位置及び形状を記入	1ha以上の工場等の開発行為の場合に必要な緩衝帯部分の駐車場・車路としての利用は不可 ※手引きP基-146参照
		19	☐	工区界を記入	工区分けを行う場合は記入すること
		20	☐	擁壁等工作物の記入	造成計画平面図との整合
		21	☐	電柱の位置を明示 (開発道路内設置不可)	開発道路内に設置しない旨を明記すること
		22	☐	凡例を適宜記入	
造成計画平面図	1	☐	縮尺 (1/1,000以上)、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること	
	2	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐	開発区域境界を朱書き		
	4	☐	切土、盛土を着色	切土(黄色)、盛土(赤色)に着色	
	5	☐	擁壁等の構造物の位置、高さ、延長を明示	擁壁断面図等との整合 隅角部補強位置を明示(全高2m以下の擁壁は不要) 擁壁の設置範囲を延長で明示	
	6	☐	がけ部分、土羽部分の位置、形状を記入 法面保護方法を記入	擁壁でおおわないがけ面、がけでない盛土法面(H=1.0m以上)及び切土(H=2.0m以上)もしくは、傾斜角30度をこえる硬岩盤で必要と認められる斜面については、法面保護工を施工すること	
	7	☐	区域内道路の幅員、延長、勾配、街角辺長、転回広場、終端広場の寸法記入	道路の起点、終点の位置に注意すること	
		☐	区域内道路の中心線とその測点及び計画高明示	道路計画縦断面図との整合	
		☐	区域内道路の横断勾配は適正か	車道：1.5%～2.0% 歩道：2.0%	
		☐	区域内道路の縦断勾配は適正か	原則9.0%以下とすること	
		☐	既存道路との接続部は適正か	既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること。	
	8	☐	敷地の形状及び計画高を記入		
	9	☐	街区の長辺及び短辺の長さを記入		
	10	☐	公園、緑地その他公共用の空地及び公益的施設の位置、形状、規模、名称記入		
	11	☐	工区界を記入	工区分けを行う場合は記入すること	
	12	☐	地形及び隣接地との地盤の高低差記入		
	13	☐	縦横断面線の位置及び記号を記入	造成計画断面図との整合	
	14	☐	造成工事完了時に設置される排水施設等を明示	開発許可の工事完了時必要とされる排水施設を記入すること	
	15	☐	ベンチマークの位置及び高さを明示		
	16	☐	凡例を適宜記入		
造成計画断面図	1	☐	縮尺 (1/1,000以上)	縮尺を図面上に表示すること	
	2	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐	縦横断面線記号、基準線(D.L.)を明示		
	4	☐	現況地盤面と計画地盤面を明示 計画地盤高を明示	現況と計画の見分けがつかうように注意すること	
	5	☐	切土、盛土を明示	切土(黄色)、盛土(赤色)に着色	
	6	☐	開発区域境界位置を明示 境界確定書と整合しているか確認	区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること 道路、農道水路の位置関係、既設構造物からの距離等を確認すること	
	7	☐	がけ、擁壁、道路の位置、形状、記号を明示		
	8	☐	ボックスカルバート、盲暗渠、その他構造物の位置、形状及び記号を記入		
	9	☐	土羽の位置、形状及び勾配を記入		
	10	☐	盛土部分の土質を記入	農地の腐葉土(天土)の取扱いに注意すること 有機質土はすべて剥き取ることを原則とする	
	11	☐	凡例を適宜記入		
排水施設計画平面図	1	☐	縮尺 (1/500以上)、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること	※縮尺 (1/600) でも可
	2	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐	開発区域境界を朱書き		
	4	☐	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を記入 (管種、管径等)	汚水は暗渠によって排出させること 公共施設である暗渠管の内径は20cm以上とすること	※手引きP基-56～66参照
	5	☐	排水放流先(水の流れの方向)を記入	放流管を農道、水路に埋設する場合、工事許可を取っているか確認すること	
	6	☐	宅内排水桝及びマンホールの記入(公園にも必要)	桝又はマンホールの底は15cm以上の泥だめを設けること 桝で受ける場合の集水区域は1区画500㎡以内とすること	
	7	☐	マンホールの位置及び間隔を記入	公共施設のマンホール間隔は排水管内径の120倍以内 最終マンホールは放流口から5m以内に設置すること	
	8	☐	開発道路内のガッター及び集水桝の位置、構造を記入	開発道路には雨水等を有効に排水するため必要な側溝等の排水施設を設けること 集水桝の間隔は20m以内とすること	
	9	☐	開発道路内の自由勾配側溝のグレーチングの位置を記入	区域外への直接放流とする場合、終端部分には泥溜が15cm以上必要で側溝の上部はグレーチングとすること	
	10	☐	放流先河川、水路の名称等を記入	公共施設管理者同意書との整合 放流先となる公共施設の管理者と協議を行い、同意を得ること	※公共施設管理者は維持管理者及び財産管理者両者の同意を得ることとする
	11	☐	道路、公園その他の公共・公益的施設及び予定建築物の敷地等の計画高さを記入		
	12	☐	汚水処理施設の位置及び形状を記入	下水管の位置、浄化槽の予定位置及び人槽を明示すること	
	13	☐	調整池の検討はされているか	開発区域が1ha以上の場合、検討が必要	※手引きP基-52～55参照
	14	☐	凡例を適宜記入		

給水施設計画平面図（自己の居住用は不要） ※排水計画平面図にまとめて図示してもよい	1	☐ 縮尺（1/500以上）、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること 取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの	※縮尺（1/600）でも可
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐ 開発区域境界を朱書き		
	4	☐ 給水施設の位置、種類、形状、材料、寸法を記入（給水管の管種、管径を記入）	止水弁、制水弁、メーターボックス、ドレーン管の位置等を明示すること	
	5	☐ 取水方法及び位置を記入	既設給水管の位置、管種、管径及び附属、管理を記入	
	6	☐ 給水引込に際して道路の工事を伴うもの 道路掘削許可書の写し添付	国道、県道の場合は必ず添付必要 市道の場合は担当課（建設港湾課）との協議が整っていれば可	
	7	☐ 消火栓の位置を記入	消防及び担当課（危機管理課）に確認の上、記載を行うこと	※手引きP基-67参照
	8	☐ 防火水槽の位置、容量（m3）を記入	防火水槽の位置、容量については消防と協議の上決定すること 法32条に係る協議経過書との整合	
	9	☐ 凡例を適宜記入		
道路計画縦断面図	1	☐ 縮尺（1/500以上）記入	縮尺を図面上に表示すること	縮尺（1/600）でも可
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐ 開発区域境界の位置を明示		
	4	☐ 測点を記入	道路の起点、終点の位置に注意すること	
	5	☐ 単距離、追加距離を記入		
	6	☐ 勾配を記入	区域内道路の縦断勾配は原則0.0%以下とすること 既存道路との接続点から5mの区間及び区域内道路の交差点部は2.5%以下とすること。	
	7	☐ 計画地盤面、計画地盤高を記入	基準線(D.L.)及び道路記号を明示	
	8	☐ 凡例を適宜記入		
道路横断面図	1	☐ 縮尺（1/50以上）記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐ 道路の幅員構成等を記入	道路の全体幅員及び有効幅員の寸法	
	4	☐ 横断勾配を記入	形状は原則両勾配とする 車道：1.5%～2.0% 歩道：2.0%	
	5	☐ 路面、路盤の材料、品質、形状、寸法を記入	アスファルト舗装の場合、表層5cm以上、路盤10cm以上を必ず確保すること	※道路舗装は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧を準用すること
	6	☐ 道路側溝、埋設管等の位置、形状、寸法を記入	排水施設計画平面図および給水施設計画平面図との整合	※手引きP基-21～23参照
	7	☐ 開発道路内のグレーチング、マンホールの耐荷重を記入	幅員6m以上の道路の場合：20 t 幅員6m未満の道路の場合：14 t	
	8	☐ 凡例を適宜記入		
排水施設計画縦断面図	1	☐ 縮尺（1/500以上）記入	縮尺を図面上に表示すること	縮尺（1/600）でも可
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐ 開発区域境界の位置を明示		
	4	☐ 測点の記入	放流先の水路までの経路は、排水施設として位置付けを行うこと	
	5	☐ 地盤高を記入	基準線(D.L.)を明示すること	
	6	☐ 排水管の材料、形状、内寸法、勾配を記入	道路内に埋設する排水管等については、所定の土被りを確保すること	
	7	☐ マンホール間隔を記入	距離はマンホールの中心間で記入すること	
排水施設構造図	1	☐ 縮尺（1/50以上）記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐ 管の補強方法を記入（重圧管、特圧管は補強不要、カタログの写し等添付） 適用：道路等公共施設内の埋設管のみ	土被り1.2m（管径300φ以下は1.0m）以上確保すること 所定の土被りを確保できない場合は、荷重条件に適合した管渠（重圧管、特圧管など）を用いるか、外圧から管渠を保護する必要がある	
	4	☐ 枿又はマンホールの底に15cm以上の泥だめがあるか	汚水を流すマンホール等はインパートを設置するため、泥だめは不要	
	5	☐ 調整池の構造図	調整池の計算書との整合	
	6	☐ 凡例を適宜記入		
がけの断面図 ※造成計画断面図にまとめて図示してもよい	1	☐ 縮尺（1/50以上）記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐ がけの記号、高さ、勾配を記入	現況と計画の見分けがつくように注意すること	
	4	☐ がけの土質を記入		
	5	☐ 切土、盛土を明示	切土（黄色）、盛土（赤色）に着色	
	6	☐ 地盤面、地盤高の記入	現地地盤面及びがけの前後の地盤面を明示すること	
	7	☐ がけ面の保護方法を記入	角度が30度以上で高低差が3m以上の場合はがけ条例（建築基準法）に注意	※手引きP基-86参照
	8	☐ 凡例を適宜記入		
擁壁の断面図	1	☐ 縮尺（1/50以上）記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐ 擁壁の構造、寸法、勾配等を記入	構造計算書との整合、材料の種類及び寸法、配筋間隔等を明示すること	※手引きP基-80～144参照
	4	☐ コンクリート強度、鉄筋規格を記入	コンクリートの設計基準強度の規格は、無筋：18N/mm2、鉄筋：24N/mm2。 鉄筋はSD345を使用すること	
	5	☐ 裏込、胴込コンクリートの品質及び寸法等を記入	裏込、胴込に用いるコンクリートは4週圧縮強度18N/mm2以上とすること	
	6	☐ 透水路、水抜穴の要否	見え高1.0mを超える場合は水抜穴が必要	
		☐ 透水路の位置及び寸法記入	標準：地盤30cm下がりから止水コンクリートまで、幅30cm以上必要	
		☐ 止水コンクリートの位置及び寸法記入	厚さ5cm以上、幅は透水路以上、位置は対面地盤位置を標準とする	
		☐ 水抜穴の位置、材料及び内径寸法記入	3m以内ごとに少なくとも1箇所、内径75mm以上の塩ビパイプ、その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設けること 背面土砂の流出防止措置として、砕石や吸出し防止材等を設置すること	
		☐ 水抜穴からの排水、排水先の排水同意が必要	民有地に排水する場合には特に注意し、協議を行うこと（※書面の同意書までは添付不要）	
		☐ 水抜穴の代替に透水管使用の場合、資料の添付	カタログ等の写し、勾配管理図等を添付すること 資料に排水先の位置、高さを明示すること	
	7	☐ 伸縮目地の位置及び寸法記入	材料：エラストイト等、目地厚：10mm、施工間隔：10mを標準とする	※手引きP基-129、135参照
	8	☐ ガードレールが必要な場合は明示	構造計算書との整合、天端幅40cm必要、支柱補強筋必要	
	9	☐ 大臣認定擁壁の場合	認定書の写しを添付、認定条件との整合を確認すること	
	10	☐ 標準設計による場合	標準設計の出典、擁壁番号等の記載を行うこと	
	11	☐ 地盤高を記入	擁壁の前面、背面地盤及び根入深さを明示すること 擁壁高さが2.0mを超える場合は建築確認が必要	
	12	☐ 隅角部補強方法を記入（配筋及び寸法）	全高2.0mを超える擁壁→必要 全高2.0m以下の擁壁及び重力式擁壁→不要	
擁壁の構造計算書	1	☐ 作成者の資格、氏名の記入・確認		
	2	☐ 設計条件を記入	上載荷重、摩擦係数、材料強度等を適切な条件設定とすること 土圧の計算方法は試行くさび法を用いること	※手引きP基-111～113参照
	3	☐ 計算結果を明示	所定の安定条件を確保できているか確認すること 地盤の許容支持力が100kN/m ² を超える設計の場合は事前に地盤調査等により地盤支持力を実証すること（許可条件）	

工作物構造図	1	☐	縮尺（1/50以上）記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐	各施設の材料、寸法等を記入	各施設→橋梁、床版、防火水槽、遊具、境界コンクリートなど	
	4	☐	コンクリート強度、鉄筋規格を記入	構造計算書との整合	
工作物構造計算書	1	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		※開発許可道路内及び接続部分の床版橋については、手引きの基準に基づく構造計算書が必要
	2	☐	設計条件を記入	土載荷重、材料強度等を適切な条件設定とすること	
	3	☐	計算結果を明示	配筋図との整合を確認すること	
排水施設集水区域図	1	☐	縮尺（1/1,000以上）、方位記入	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい	
	2	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐	開発区域境界を朱書き	開発区域外の排水が流入する場合は考慮すること	
	4	☐	集水系統ブロック別色分け	造成工事の完了時に必要な樹、排水管を明示すること 1個の樹で受ける場合の集水区域は500㎡以内とすること	※側溝等による集水の場合は、集水面積が500㎡以上でも可
流量計算書	1	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	2	☐	雨水量の算定	排水施設集水区域図との整合 流出係数、降雨強度、粗度係数等が適切な条件設定か確認すること	【降雨強度】 5年確率：97.3mm/hr 30年確率：137.7mm/hr ※手引きP基-51参照
	3	☐	汚水量の算定（日平均汚水量/（使用時間*60min*60sec））	（住宅の場合）計画人口：5人/戸 一人一日当たり時間最大汚水量：0.85m ³ /人*日（使用時間は24H） （その他の場合）浄化槽の人員算定を行い、汚水量を1.5倍（使用時間は8Hを標準とする。ただし、使用時間が10Hを超える場合は10Hとする）	※手引きP基-48～50参照
	4	☐	水路、管の通水断面は8割水深で計算 許容流量、流速を算定	汚水の計算も必要所定の流速に収まっているかを確認すること 雨水：0.8～3.0m/s 汚水：0.6～3.0m/s	※流速は1.0～1.8m/sを標準とする ※最大流速3.0m/sを超える場合は落差工等により減速させること
	5	☐	一次放流先の流量計算	開発区域面積が1ha未満でも放流先の排水路等の排水能力が低い場合は、確認が必要	※公共施設管理者等から指示があった場合は、1ha未満でも調整池の検討及び設置が必要となる
調整池の検討（開発面積が1ha未満のときは不要）	1	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	2	☐	調整池の検討フロー図添付	調整池の検討フロー図に検討ルートを朱書きしたものを添付すること	※手引きP基-54参照
	3	☐	調整池の検討書（30年確率で検討）	①下流河川等の現地調査（流下能力、比流量）及び流域調査 ②ネック点の決定（決定にあたり、ネック点となる水路、河川等の管理者同意が必要） ③ネック点における許容放流量の算出	※ネック点→開発行為による影響を最も強く受ける地点（比流量が最も小さい地点）
	4	☐	調整池の計算書	調整池への流入量の算出、余水吐の計算等 排水調節方式：自然放流方式 降雨施設：後方集中型 降雨継続時間：24時間（計算時間ピッチは10分）	※調整池の設計基準は「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」による
	5	☐	調整池に係る設計図面	調整池全体の平面図及び断面図、オフィス樹部分の構造図等	
予定建築物の図面等	1	☐	縮尺記入	縮尺を図面上に表示すること	
	2	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認	設計資格（建築士法）に注意すること	
	3	☐	予定建築物の平面図、立面図等を添付	土地利用計画図との整合	
	4	☐	構造、階数、建築面積、延べ面積を記入	予定建築物に係る求積図を添付すること 平面図、立面図上にまとめて記載を行う場合、求積図の添付は不要	
	5	☐	容積率、建ぺい率を記入（各敷地ごとに必要）	確認申請に係る敷地が開発許可に係る敷地と異なる場合、配置図を添付すること	
丈量図	1	☐	縮尺、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること	
	2	☐	作成者の資格、氏名の記入・確認		
	3	☐	公共施設、公益施設等毎に区別して算定されているか	道路街角辺長に注意すること	
	4	☐	宅地は一区画毎に算定されているか	住宅の場合は一区画の面積を最低敷地規模（150㎡）以上とすること	
公共施設管理者同意書	1	☐	同意申請内容の確認	同意申請内容は図面等と整合しているか確認すること	
	2	☐	申請の宛先、財産・維持管理者、同意者の確認	公共施設管理者の同意は、財産管理者及び維持管理者の同意を得ること	※公共施設の工事承認・許可や占用許可などにより、予め同意申請内容を管理者が確認している場合は、それらの写しをもって同意を得ているものとみなす
公共施設管理者協議書（32条協議書）	1	☐	協議している公共施設の延長、面積等の確認	協議している公共施設の延長、面積等が、設計説明書及び図面と整合しているか確認すること 新旧がある場合はそれぞれ記載し、新旧対照図面を添付すること	
	2	☐	公共施設の管理、帰属を明記	担当課と協議の上、公共施設の管理・帰属の所在を明らかにしておくこと	
開発行為施行同意書	1	☐	開発区域内の土地、建物等を全て記載	開発区域内の土地、建物等に漏れがないか確認すること	※排水施設等が区域外を経由する場合はその土地の所有者の同意が必要
	2	☐	権利の種類、持ち分等を記入		
	3	☐	権利者の住所、氏名は登記簿謄本と整合しているか	異なる場合はそれを証する書類（住民票等）で確認を行うこと	
	4	☐	印鑑証明書を添付	住所、氏名、印影は同意書と整合しているか確認すること	※正本は写し不可とする
資金計画書（自己の居住用及び自己の業務用で1ha未満は不要）	1	☐	収支計画	（自己資金＋借入金）≧（用地費＋工事費） 収入の合計と支出の合計が同額か確認すること	
	2	☐	年度別資金計画	同上	
	3	☐	（自己資金の場合）残高証明書を添付	自己資金と同額以上の残高証明書が添付されているか確認すること	※正本は証明書の写し不可とする
	4	☐	（借入金の場合）融資証明書を添付	借入金と同額以上の融資証明書が添付されているか確認すること	※融資証明書の証明期限に注意すること
申請者の資力信用に関する申告書（自己の居住用及び自己の業務用で1ha未満は不要）	1	☐	法人登記簿謄本を添付	目的（法人の業種）に注意すること 申告書1・2欄との整合	※正本は写し不可とする
	2	☐	財務諸表を添付	申告書5・6欄との整合 直前の事業年度に係る財務諸表を添付すること	
	3	☐	納税証明書を添付	申告書7欄との整合	※正本は写し不可とする
	4	☐	宅地分譲、住宅分譲の場合、宅地建物取引業の免許証の写しを添付	有効期限に注意すること	
工事施行者の能力に関する申告書（自己の居住用及び自己の業務用で1ha未満は不要）	1	☐	法人登記簿謄本を添付	目的（法人の業種）に注意すること 1、2欄との整合	※正本は写し不可とする
	2	☐	納税証明書を添付	5欄との整合	※正本は写し不可とする
	3	☐	財務諸表を添付	直前の事業年度に係る財務諸表を添付すること	
	4	☐	建設業の許可の写しを添付	有効期限（5年間）に注意すること 業種は土木、建築、造園に限る	
設計者の資格に関する申告書（開発面積が1ha未満のときは不要）	1	☐	宅地開発に関する実務経歴	資格に応じた実務経験年数があるか確認すること	
	2	☐	最終学校の卒業証明書、資格証明書等を添付		
登記簿謄本	1	☐	開発区域内の全ての土地、建物の謄本を添付		※正本は写し不可とする
公図の写し	1	☐	縮尺、方位記入	縮尺、方位を図面上に表示すること	
	2	☐	転記年月日、転記場所、転記者の記名		
	3	☐	開発区域境界を朱書き		
	4	☐	開発区域内及び周辺の公共施設の位置を明示	公道（茶色）、水路（青色）に着色すること	
その他	1	☐	官民境界確定書	官民境界確定書の写しを添付	
	2	☐	農道・水路の工事を伴う場合	工事許可申請書、許可書の写しを添付すること	
	3	☐	区域外道路との接続工事を伴う場合	道路工事申請書、承認書の写しを添付すること	
	4	☐	農道・水路の用途廃止を伴う場合	農道・水路の用途廃止通知書等の写し又は工事承認等の写しを添付すること	
	5	☐	開発区域に農地が含まれる場合	農地転用の許可申請書又は届出書の写しを添付すること	
	6	☐	開発区域に山林が含まれる場合	みどりの条例、森林法の適用の有無を確認すること	
	7	☐	一般公共の用に供する駐車場部分が500㎡以上	駐車場法に係る協議を行っているか確認すること	※所管課→三豊市都市整備課
	8	☐	委任状の委任事項が開発許可申請になっているか	委任事項を確認の上、押印を行うこと	

	9	☐	土地の形質変更が3,000㎡以上の場合	土壌汚染対策法施行規則第22条の規模以上の面積であり、かつ、第25条に該当する場合は、知事に届出が必要	※所管課→香川県環境管理課
	10	☐	その他の関係法令	廃掃法、大店法、工場立地法、風営法、農振法、国土法、墓理法、水道法、下水道法、河川法、道交法、文化財保護法（埋蔵文化財）、建築基準法等	※申請者側で個別に確認を行うこと